様式第９（第 16 条関係）

（表面）

第　　号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）第 37 条第７項の規定による立入検査又は質問をする職員の証

職名及び氏名

生年月日　　年　　月　　日

有効期限　　年　　月　　日

写　真

年　　月　　日交付

発行者　　印

（裏面）

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互
承認の実施に関する法律（抄）

第 37 条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定適合性評価機関の営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る事業の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３　前２項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第１項又は第２項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

７　前４項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

８　第１項及び第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 48 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

三　第 37 条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による捜査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 49 条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

三　第 37 条第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考１　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＢ列７番とすること。
　　２　写真は縦 4.0 センチメートル、横 3.0 センチメートルのものとすること。